

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団市町村域水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和5年7月18日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
大阪企 第146号	株式会社大阪水道総合サービス 松本 広司	大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号	令和5年7月18日	令和10年9月29日
大阪企 第298号	株式会社児島建設工業 三宅 稔	羽曳野市駒ヶ谷327番地の8	令和5年7月18日	令和10年9月29日
大阪企 第472号	T A K E住設 榎本 武彦	藤井寺市道明寺六丁目15番10号	令和5年7月18日	令和10年9月29日